

令和3年6月2日

青森県教育委員会第869回定例会

期 日 令和3年6月2日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 令和4年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について ..... 1
- 議案第2号 令和4年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案について ..... 3
- 議案第3号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 5

### 3 その他

- 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の方向性(各地区の学校規模・配置等)について ..... 6

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 令和 4 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針案について

令和 4 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針を次のように定める。

### 令和 4 年度青森県立高等学校入学者選抜基本方針

青森県立高等学校における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 高等学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 全日制の課程及び定時制の課程の入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1 人、1 校 1 学科（部）に限るものとする。ただし、当該校に設置されている学科間等で第 2 志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書（以下「調査書」という。）、青森県教育委員会が実施する学力検査の成績、各高等学校で行う面接の結果及び各高等学校が定める選抜資料等に基づいて、一般選抜と特色化選抜により行うものとする。
  - (3) やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) 合格者数が募集人員に満たない学科等において、別に定めるところにより、再募集を行うものとする。
- 3 通信制の課程の入学者の選抜は、調査書又は入学出願資格に関する証明書等に基づいて行い、学力検査は実施しないものとする。

- 4 青森県教育委員会が実施する学力検査は、次のとおりとする。
  - (1) 実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とする。
  - (2) 各教科の学力検査問題は、中学校学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容とする。
  
- 5 選抜に当たっては、各高等学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

## 議案第2号

### 令和4年度青森県立特別支援学校高等部 入学者選抜基本方針案について

令和4年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

#### 令和4年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

- 1 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。
- 2 入学者の選抜は、次のとおりとする。
  - (1) 出願は、1人、1校1学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健医療科との間で第2志望を認める。
  - (2) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。
  - (3) 青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、やむを得ない事由によって入学者選抜の学力検査等を受検できなかった者を対象に、別に定めるところにより、追検査を行うものとする。
  - (4) (1)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。
- 3 面接及び諸検査は、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に十分配慮して適切に実施するものとする。

4 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

## 議案第3号

### 青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

平井 美史

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は令和3年6月2日から令和4年5月12日までとする

令和3年6月2日

青森県教育委員会

## [その他]

### 青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画の方向性 (各地区の学校規模・配置等) について

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえるとともに、地区意見交換会における意見等を参考として、第2期実施計画における各地区の学校規模・配置の方向性等について検討するものである。

#### 【第2期実施計画の方向性に関するこれまでの検討状況】

##### 学校・学科の充実

#### 1 全ての高校に共通して求められる教育環境の方向性

##### ■カリキュラム・マネジメントの適切な実施

- 各校に求められる役割や目指すべき学校像等をスクール・ミッションとして明確化
- 各校の育成すべき資質・能力、教育課程の編成及び実施、入学者の受入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定
- 教育課程を編成・実施・評価・改善するとともに、組織的かつ計画的に教育活動の充実を図るカリキュラム・マネジメントを実施

##### ■主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等

- 基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力・人間性等を育成するための授業改善を実施
- STEAM教育の視点を取り入れた探究活動を充実
- 主体的・対話的で深い学びの実現等に向けた教員研修を充実

##### ■社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度の涵養

- 学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進
- 地域・企業等と連携したインターンシップ等を充実

#### 2 全日制課程

##### (1) 普通科等の充実

##### ア 各校の教育環境の充実の方向性

- 各校が連携しながら、大学等への進学や就職等の幅広い進路志望に対応
- 様々な分野で活躍できる人財の育成に向け、地域の実情に応じた教育活動や各校の特色を生かした取組を推進



## イ 重点校と各校の連携による取組の方向性

- 今後求められる人財の育成に向けた探究活動や特色ある教育活動の中核的役割を担う高校を重点校として配置し、各高校との連携等により県全体の普通科等における教育の質を確保・向上
- 重点校と各校の連携による取組について、更なる充実を図るとともに積極的に周知
- 重点校と各校の円滑な連携に向けた体制を整備

## ウ 各学科の充実の方向性

### ■普通科

- 大学等への進学や就職等に向けた幅広い教育を提供しながら、これからの時代に求められる力を育成するための特色ある教育活動を推進
- 現代社会を巡る複雑な課題や地域社会の課題等に対応できる力を育成するための探究活動を推進

### ■普通科系の専門学科

- 普通科系の専門学科について、各分野における人財育成に向けた特色ある教育活動を推進

## (2) 職業教育を主とする専門学科の充実

### ア 各校の教育環境の充実の方向性

- 基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力を育成
- 大学等との接続を視野に入れた取組や地域・企業等と連携・協力した取組を推進

### イ 拠点校と各校の連携による取組の方向性

- 農業科、工業科及び商業科において、各学科の学習の拠点としての役割を担う高校を拠点校として配置し、各高校との連携により県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質を確保・向上
- 拠点校と各校の連携について、更なる充実を図るとともに積極的に周知
- 拠点校と各校の円滑な連携に向けた体制を整備

### ウ 各学科の充実の方向性

- 職業教育を主とする専門学科について、各産業に求められる資質・能力を育成するための特色ある教育活動を推進

## (3) 総合学科の充実の方向性

- 生徒一人一人の主体的な系列選択を促進
- 外部講師の積極的な活用や、各系列の連携による教育活動等を進め、生徒の幅広い進路志望に対応
- 生徒数の減少や生徒の学習ニーズに対応するため、系列の在り方について各校と検討

#### (4) 多様な教育制度の充実

##### ア 併設型中高一貫教育の方向性

- 高校と附属中学校の教員の交流による授業改善
- 6年間を見通した計画的・継続的な教育活動を充実
- 異年齢交流を通して社会性や豊かな人間性を育成

##### イ 全日制普通科単位制の方向性

- 生徒の興味・関心等に応じた幅広い選択科目や学校設定科目を開設
- 指導体制の工夫・改善による個に応じた指導を充実
- 大学等の学外における学修の単位認定等を推進

##### ウ 総合選択制の方向性

- 所属する学科の科目に加え他学科の科目を学習することを通して、生徒一人一人の幅広い知識や柔軟な発想を育成
- 異なる専門性や価値観を有する各学科の生徒が学び合うことにより、新たな価値を創出するために必要な力を育成

### 3 定時制課程・通信制課程

#### (1) 定時制課程の充実の方向性

- 様々な事情を抱える生徒に対応するため、家庭・地域等と連携したきめ細かな指導・支援を推進
- スクールソーシャルワーカーやスクールライフサポーター等、専門スタッフによる支援体制を整備

#### (2) 通信制課程の充実の方向性

- 生徒の多様な学習ニーズ等に対応できるよう、ICTを活用した学習・相談体制を構築
- 後期入学や年度中途からの転入学・編入学の実施により、幅広く学びの機会を提供

### 学校規模・配置

#### 1 全日制課程の学校規模・配置に関する方向性

- 重点校は各地区に1校、拠点校は農業科、工業科及び商業科に全県的なバランスを考慮して配置
- 地域校は地域における通学状況を考慮して配置し、活性化に向けた対応を推進
- 学校規模の標準、中学生のニーズ、通学環境等を踏まえた計画的な学校配置

#### 2 定時制課程・通信制課程の学校規模・配置に関する方向性

- 定時制課程は6地区ごとに、通信制課程は東青、中南及び三八地区に配置

## 魅力ある高校づくり

### 1 学校・家庭・地域等との連携の推進

#### (1) 各学校との連携の推進の方向性

- 生徒の進路志望等の多様化や小規模校における課題に対応するため、教員研修や学校行事等において、各校が相互に連携・協力した取組等を推進
- 小・中学校と連携することにより、各発達段階に応じた教育活動を充実
- 大学等と連携することにより、進路志望に応じた高度な学びを提供

#### (2) 家庭・地域等との連携の推進の方向性

- コミュニティ・スクールの導入による成果や課題の検証を踏まえ、他校への拡充等を検討
- 郷土に愛着や誇りを持つことができる、地域と連携した探究活動等を推進

### 2 教育活動の充実に向けた取組

#### (1) 各校に関する情報発信の充実の方向性

- 各校の特色を生かした魅力ある教育活動等について様々な広報媒体の活用により情報発信を充実

#### (2) 特別な支援を必要とする生徒等への対応の方向性

- インクルーシブ教育の充実に向け、特別支援学校と連携した教員研修や人事交流等を推進
- 通級による指導の状況を検証し、取組を更に充実
- 様々な悩みを抱える生徒等に対応するため、専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備
- 不登校の生徒等に対する支援として、ICTを活用

#### (3) ICTの活用による教育活動の充実の方向性

- 生徒一人一台の端末等、充実したICT環境を提供し、ICTを有効に活用した教育活動を推進
- 従来の対面授業に加え、学習場面に応じて効果的にICTを取り入れた授業づくりを推進
- ICTの活用に係る実践的な教員研修を充実

#### (4) 施設・設備の充実の方向性

- 計画的に施設・設備を整備

#### (5) 全国からの生徒募集の導入の方向性

- 高校が所在する市町村の意向等を踏まえながら、全国からの生徒募集を導入
- 導入に当たり、本県中学生の入試環境への配慮、地域の支援内容等を考慮

## 【各地区の学校規模・配置の方向性】

### 1 東青地区

#### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 14
中学校卒業生数	2,492	2,487	2,348	2,263	2,319	2,216	1,942
前年比較	—	△5	△139	△85	56	△103	—
期間内増減	△430	△276					△274
募集学級数	46	42					37
期間内増減	△8	△4					△5

#### (2) 各校の学校規模

年度・学級数 学校・学科		第1期	第2期	
		R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
青 森（重点校）	普 通	6		
青森西	普 通	6		
青森東	普 通	6		
青森北	普 通	4		
	スポーツ科学	1		
青森南	普 通	4		
	外国語	1		
青森中央	総 合	5		
浪 岡	普 通	2		
青森工業 （拠点校）	機 械	1		
	電 気	1		
	電 子	1		
	情報技術	1		
	建 築	1		
	都市環境	1		
青森商業 （拠点校）	商 業	4		
	情報処理	1		
地区計		4 6	4 2	△ 4

### (3) 東青地区意見交換会における主な意見

(効果等に関する意見は○、課題等に関する意見は□で示す)

<b>委員の意見に基づく学校配置シミュレーション</b>
<b>意見ア 全ての学校を配置する場合</b>
<p>○ これまでの学校数が維持されるため、進路選択への影響が比較的少ない。</p> <p>□ 浪岡高校が今後さらに小規模化した場合、生徒が入学後、できることとできないことがある。浪岡地域の子どもたちを含め、どのような高校を提供していくのが良いか真剣に考える必要がある。</p>
<b>意見イ 東青地区の重点校を青森高校、青森東高校として配置する場合</b>
<p>○ お互いにライバル校として切磋琢磨することによって、学習のみならずスポーツにおいても相乗効果がある。</p> <p>□ 重点校を2校設けた場合、重点校としての役割分担や連携に係る体制の構築が難しくなる。</p>
<b>意見ウ 青森西高校と浪岡高校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 浪岡地区の生徒がJR奥羽本線を利用し駅から徒歩10分程度で通学できる交通アクセスの良さを考慮し、青森西高校と浪岡高校を統合してはどうか。</p> <p>□ 新設校とはいっても、結果的に浪岡高校が統合により吸収されるという形に変わりはないと捉えており、統合案には賛同できない。青森市内の他の高校と統合した場合に、浪岡地区の生徒が新設校を志望するのか懸念があるため、様々な視点から検討が必要である。</p>
<b>意見エ 青森北高校と浪岡高校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 青森北高校にはスポーツが盛んというイメージがあるため、バドミントンに一生懸命取り組んでいる浪岡高校と統合することも考えられる。</p> <p>□ 地理的な観点や浪岡中学校の卒業者の進学状況を考慮すると、青森西高校と浪岡高校との統合が妥当である。</p>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重点校・拠点校については、目的や役割を持って配置されていると思うため、今後もそのような目的を持って続けてほしい。</li><li>・ 学校規模が小規模になることで、教員配置や部活動にも影響することについて周知することが大事である。</li><li>・ グローバル教育等の推進校指定に関しては、重点校に集中させるのではなく、青森東高校や青森南高校等の進学校にもバランスよく振り分けることで、高校の独自性や特色が明確になり、中学校卒業予定者も進路選択をしやすくなるという利点がある。</li><li>・ 国の方針として普通科の多様化が求められる中、青森北高校のスポーツ科学科や青森南高校の外国語科の活動内容は有効な形で生かせるのではないかと。各高校が持っているノウハウは、1回途切れてしまうと改めて構築することが難しくなるため、現在の活動を継続していけるような在り方も考える必要がある。</li></ul>

## 2 西北地区

### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R14
中学校卒業生数	985	940	963	866	871	824	752
前年比較	—	△45	23	△97	5	△47	—
期間内増減	△373	△161					△72
募集学級数	19	16					14
期間内増減	△8	△3					△2

### (2) 各校の学校規模

学校・学科		年度・学級数	第1期	第2期	
			R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
五所川原 (重点校)	普通		4		
	理数		1		
木造	総合		4		
鱒ヶ沢	普通		1		
五所川原工科	普通		2		
	機械		1		
	電子機械		1		
	電気		1		
五所川原農林 (拠点校)	生物生産		1		
	森林科学		1		
	環境土木		1		
	食品科学		1		
地区計			19	16	△3

### (3) 地域校の配置について

- 基本方針で示す「公共交通機関の状況」に照らした結果、西北地区では鱒ヶ沢高校が地域校の候補となる。
- 地域校については、基本方針に定める基準に基づき入学状況等により対応することから、鱒ヶ沢高校を地域校として配置する場合は、第2期実施計画期間の期間内増減を△2学級として検討することとする。

#### (4) 西北地区意見交換会における主な意見

##### 委員の意見に基づく学校配置シミュレーション

##### 意見ア 全ての学校を配置する場合

- 現在、西北地区の子どもたちに様々な特色ある教育を受ける機会が確保されており、その選択肢を確保するため全ての高校の配置を維持すべき。
- 小規模校について、学習面では教員の目が行き届くため、きめ細かな指導が可能となるが、部活動の面ではある程度の規模の学校でなければ選択の幅が限られてしまうことから、ある程度の学級数があって生徒が集まる学校でなければならないことも理解できる。
- 学校規模の標準を満たす高校が4校しかない現状から見て、5学級ある高校から減らすべき。
- 第1期実施計画期間には普通科の高校ばかりが統合となってしまったため、第2期実施計画では普通科の学級減を避けるべきであり、重点校である五所川原高校と来年度開校する五所川原工科高校においても学校規模を維持するべき。

##### その他

- ・ 第1期実施計画の成果を踏まえ、引き続き、重点校を五所川原高校、拠点校を五所川原農林高校として配置すべき。
- ・ 学級減の検討は第1次進路志望状況調査を踏まえるべきであり、重点校を維持するために入学希望者が多い高校を学級減することはあってはならない。子どもたちの希望と各地区の実情に合った高校教育改革を進めるべき。
- ・ 五所川原高校について、中学生の進路志望状況調査を見れば定員割れが生じているが、大学進学はもとより今までも多くの逸材を各界に輩出している高校であり、重点校の役割を十分に果たしているため、現状どおり配置してほしい
- ・ 西北地区において最北端の小泊中学校から最南端の岩崎中学校までの距離は、約100キロに及び、その海岸線に高校が全くなくなるのは心苦しい。よって、地域校として1学級規模の鱒ヶ沢高校を存続させる案に大いに賛成である。
- ・ 少子化は全国的・全県的な傾向だが、西北地区においては特にその傾向が顕著であり、今後も続くと考えている。これを踏まえると、基本方針における学校規模の標準は理解できるものの、地域の実情に合わせ弾力的に考えてほしい。

### 3 中南地区

#### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R14
中学校卒業生数	2,112	1,961	1,946	1,950	1,922	1,935	1,727
前年比較	—	△151	△15	4	△28	13	—
期間内増減	△442	△177					△208
募集学級数	39	36					33
期間内増減	△5	△3					△3

#### (2) 各校の学校規模

学校・学科	年度・学級数	第1期	第2期	
		R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
弘前（重点校）	普通	6		
弘前中央	普通	6		
弘前南	普通	6		
黒石	普通	3		
	情報デザイン	1		
	看護	1		
柏木農業	生物生産	1		
	環境工学	1		
	食品科学	1		
	生活科学	1		
弘前工業 （拠点校）	機械	1		
	電気	1		
	電子	1		
	情報技術	1		
	土木	1		
	建築	1		
弘前実業	商業	2		
	情報処理	1		
	家庭科学	1		
	服飾デザイン	1		
	スポーツ科学	1		
地区計		39	36	△3



### (3) 中南地区意見交換会における主な意見

<b>委員の意見に基づく学校配置シミュレーション</b>
<b>意見ア 全ての学校を配置する場合</b>
<p>○ 高校進学の際、生徒の選択肢が確保される。</p> <p>□ 今までどおり全ての学校を配置する場合、学級数が減少することにより倍率の低下や競争意欲・学習意欲の鈍化が懸念される。10年後の高校生にとっての適切な学習環境のため、最良の判断が求められる。</p>
<b>意見イ 中南地区の拠点校を弘前工業高校、柏木農業高校として配置する場合</b>
<p>○ 第2期実施計画において柏木農業高校を拠点校とし、学校規模を維持していかなければ、農業への就労を目指す子どもたちの数はますます減ることとなり、いずれ青森県の農業は衰退していく。</p> <p>□ 拠点校は一つの専門学科で1学年当たり4学級以上の規模を標準としている中、柏木農業高校において定員割れが続いていることや、GAPの取得等、五所川原農林高校との連携により効果が挙げられていることから、現在の体制を維持できれば良い。</p>
<b>意見ウ 第2期実施計画で弘前南高校を3年間校舎化した上で募集停止する場合</b>
<p>○ 指導力のある教職員を少数の高校に集中させることができ、大学進学等の生徒の目標に応えるための指導が可能となることや、弘前高校及び弘前中央高校の競争意識が生まれることによる中南地区全体の学力向上につながることも期待できる。</p> <p>□ 中南地区の中学生の学力向上、学力維持の面から考えると、弘前南高校の募集停止には反対である。単位制やスーパーサイエンスハイスクール等の特色について、高校から周知するとともに、中学校側でも中学生の理解促進に努めることで、通学環境の悪さによる定員割れは減っていく。</p>
<b>意見エ 第2期実施計画で学級減を行わない場合</b>
<p>○ 新型コロナウイルス感染症の状況や、GIGAスクールの推進を踏まえると、将来的には30～35人学級への移行が全国的な流れになる。生徒の進学の枠を狭めずに、きめ細かな指導をしながら充実した教育環境を整備するという観点からも、学級減は様子を見ながら行うのが良い。</p> <p>□ 課題としては、学級減の先送りによる志望倍率の低下が考えられる。その結果、学習意欲や学力の低下等につながるようになる懸念がある。</p>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 弘前高校、弘前工業高校については、それぞれ他校と連携し役割を果たしている経緯もあるため、このまま重点校・拠点校として存続してほしい。</li><li>・ 将来的に学級数の削減が必要なことは理解しているが、私立高校の授業料実質無償化の影響が把握し切れていない中で検討するのは時期尚早であり、中南地区においては、令和4年度入試まで受検生の動向を見極めてから検討すべき。なお、県立高校の志願者が減ったことや、私立高校への専願の増加を踏まえると、学級数の削減を行わなかったとしても私立高校入学者の減少幅は少ないと見込まれる。</li><li>・ 弘前市内の高校の倍率が高いのは、西北地区を含む弘前市外の生徒が弘前市内の高校へ流入しているからだとする。弘前市内の高校だけが学級減を猶予されるような対応は不公平であり、このままでは弘前市外の市町村の過疎化は進む一方である。弘前市外の生徒の保護者の中には、弘前市内の高校の学級数が減ることによって地元の高校へ進学する生徒が増えるといった思いを持つ者もあり、この思いを汲むと一概に学級減を行わないこととする対応には反対である。</li></ul>

## 4 上北地区

### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R14
中学校卒業生数	1,583	1,652	1,637	1,488	1,569	1,486	1,413
前年比較	—	69	△15	△149	81	△83	—
期間内増減	△379	△97					△73
募集学級数	34	31					29
期間内増減	△9	△3					△2

### (2) 各校の学校規模

学校・学科	年度・学級数	第1期	第2期	
		R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
三本木（重点校）	普通	6		
三 沢	普通	6	5	△1
野辺地	普通	2		
七 戸	総合	3		
百 石	普通	2		
	食物調理	1		
六ヶ所（地域校）	普通	※ 1		
三本木農業恵拓 （拠点校）	普通	2		
	植物科学	1		
	動物科学	1		
	環境工学	1		
	食品科学	1		
十和田工業	機械・エネルギー	1		
	電 気	1		
	電 子	1		
	建 築	1		
三沢商業	商 業	2		
	情報処理	1		
地区計		34	31	△3

※ 六ヶ所高校については、令和2～3年度の入学者数が2年間継続して40人以下のため、令和4年度に1学級規模とする予定。

### (3) 三沢高校の学級減について

- 第1期実施計画に基づき令和4年度に学級減を予定していたが、第2期実施計画期間における地区の中学校卒業生数の変動に対応する必要があることから、第2期実施計画期間に学級減を行うよう見直す予定としている。このことにより、第2期実施計画期間の期間内増減を三沢高校の学級減を除き△2学級として検討することとする。

### (4) 地域校の配置について

- 基本方針で示す「公共交通機関の状況」に照らした結果、上北地区では六ヶ所高校が地域校の候補となる。
- 地域校については、基本方針に定める基準に基づき入学状況等により対応することから、六ヶ所高校を地域校として配置する場合は、第2期実施計画期間の期間内増減を△1学級として検討することとする。

## (5) 上北地区意見交換会における主な意見

### 委員の意見に基づく学校配置シミュレーション

#### 意見ア 全ての学校を配置する場合

- 効果としては、通学時間が短く通学費の負担が少ないこと、地元の活性化に資することなどが挙げられる。
- 小規模化した高校では、専門外の教員による教科指導や部活動など、教育環境の質の低下が考えられるため、地域と協力して充実に向けた検討をしてほしい。

#### 意見イ 上北地区の重点校を三本木高校、三沢高校として配置する場合

- 地区内で切磋琢磨できる体制を作ることができ、教員の意識向上といった一定の効果がある。
- 重点校を複数配置しても期待される効果には疑問がある。高校の魅力づくりやその情報発信は、重点校に限らずどの高校でも可能である。

#### 意見ウ 複数の高校を統合して普通科と専門学科を選択的に学べる新設校を配置する場合

- 多くの教員が配置され部活動数も多くあれば、高校は非常に活力があふれ、様々な成果を挙げることができる。
- 第1期実施計画において上北地区では大規模な統合をすところであり、大規模な新設校の配置については、中学生の入試環境等を考慮し、第3期実施計画以降の統合も視野に入れながら、慎重に検討していく必要がある。

#### その他

- ・ 重点校・拠点校については、第1期実施計画と同様の配置で良い。
- ・ 重点校の学校規模を維持すると周辺の高校の閉校につながる懸念があるため、重点校を指定せずに各高校を存続させながら少人数学級編制を拡充するなど、視点を変えることも必要である。
- ・ 地域校は公共交通機関の状況を踏まえ配置しているものである。現状として、六ヶ所高校があるから遠くの高校への通学が困難な生徒等が高校卒業という夢が叶えられているところであり、地域校の枠組みは今後も必要である。
- ・ 高校教育改革を考える上で、安易に学級数を減らすのではなく、中学生の進路選択の傾向や中学校における進路指導の実態を考慮しながら検討する必要がある。

## 5 下北地区

### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R14
中学校卒業生数	578	525	566	479	547	464	405
前年比較	—	△53	41	△87	68	△83	—
期間内増減	△111	△114					△59
募集学級数	14	11					10
期間内増減	△3	△3					△1

### (2) 各校の学校規模

年度・学級数		第1期	第2期	
		R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
田名部（重点校）	普通	5		
大湊	総合	4		
むつ工業	機械	1		
	電気	1		
	設備・エネルギー	1		
大間（地域校）	普通	2		
地区計		14	11	△3

### (3) 地域校の配置について

- 基本方針で示す「公共交通機関の状況」に照らした結果、下北地区では大間高校が地域校の候補となる。
- 地域校については、基本方針に定める基準に基づき入学状況等により対応することから、大間高校を地域校として配置する場合は、第2期実施計画期間の期間内増減を△2学級として検討することとする。

#### (4) 下北地区意見交換会における主な意見

<b>委員の意見に基づく学校配置シミュレーション</b>
<b>意見ア 全ての学校を配置する場合</b>
<p>○ 田名部高校、大湊高校、むつ工業高校には、それぞれの役割があり非常に重要である。下北地区は、バランスの取れた高校配置となっており、現状の配置を継続することが大事という思いがある。</p> <p>□ 学級数、教員数の減少が開設教科・科目や学科・コースの減少につながる。</p>
<b>意見イ 大湊高校とむつ工業高校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 下北地区において、統合は避けて通れない。統合により5学級規模となることで、教員数の確保、必要な教科・科目の維持、部活動の活性化が見込まれ、子どもたちのニーズに応えられる。</p> <p>□ 大湊高校とむつ工業高校を統合することで相乗効果を得られるか疑問である。学校規模が大きくなっても、両校の良さが弱まる懸念がある。</p>
<b>意見ウ 田名部高校と大湊高校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 統合により7～8学級になることで、十分な教員が確保されることにより、難関大学の二次試験に向けて専門的な指導が期待できる。また、各部活動の部員数の増加により活性化が期待できる。</p> <p>□ 県内で最大規模の高校となるため、統合校の設置場所等が課題となる。</p>
<b>意見エ 第3期実施計画において、むつ市内の3校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 大規模校となることで、各学科の生徒が切磋琢磨する気風が高まる。</p> <p>□ 9学級規模の大規模校になるメリットよりも、下北地区全域からの通学の負担等のデメリットの方が大きい。</p>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 田名部高校については、直近の第一次進路志望倍率が1.16倍であり進学校として人気も高く、重点校の役割を果たしている。</li><li>・ 大間高校については是非残してほしい。10年後や20年後の高校教育がどのようなか見通しが見えない難しい状況にある中、高校に通学できるかどうか、高校教育を受けられるかどうか最も切実な問題である。</li><li>・ 大間高校は、地域の活性化にとって非常に重要であり地域校として存続してほしい。地域校の活性化に向けた対応について、将来にわたって地域に学校を残すための方策を県教育委員会も真剣に考えてほしい。</li><li>・ 下北地区では、学校規模の標準に満たない高校も配置されているが、他の地域とのバランスも考慮して弾力的に取り扱っても良い。</li></ul>

## 6 三八地区

### (1) 中学校卒業生数・募集学級数の推移（見込み）

	第1期	第2期実施計画					R10~R14
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R14
中学校卒業生数	2,418	2,303	2,280	2,225	2,210	2,262	2,020
前年比較	—	△115	△23	△55	△15	52	—
期間内増減	△454	△156					△242
募集学級数	39	36					32
期間内増減	△6	△3					△4

### (2) 各校の学校規模

学校・学科	年度・学級数	第1期	第2期	
		R 4学級数	R 9学級数	期間内増減
八戸（重点校）	普通	6		
八戸東	普通	5		
	表現	1		
八戸北	普通	6		
八戸西	普通	5		
	スポーツ科学	1		
三戸	普通	1		
名久井農業	生物生産	1		
	環境システム	1		
八戸水産	海洋生産	1		
	水産食品	1		
	水産工学	1		
八戸工業 （拠点校）	機械	1		
	電気	1		
	電子	1		
	土木	1		
	建築	1		
	材料技術	1		
八戸商業	商業	2		
	情報処理	1		
地区計		39	36	△3

### (3) 地域校の配置について

- 基本方針で示す「公共交通機関の状況」に照らした結果、三八地区では三戸高校が地域校の候補となる。
- 地域校については、基本方針に定める基準に基づき入学状況等により対応することから、三戸高校を地域校として配置する場合は、第2期実施計画期間の期間内増減を△2学級として検討することとする。

#### (4) 三八地区意見交換会における主な意見

<b>委員の意見に基づく学校配置シミュレーション</b>
<b>意見ア 全ての学校を配置する場合</b>
<p>○ 効果については、通学しやすいことや、教員が生徒一人一人に対し丁寧できめ細かな指導ができることが挙げられる。</p> <p>□ 教員数が減少するため履修できる教科・科目が限定されることや、生徒数も減少するため学校行事などの諸活動が制限されることが課題である。</p>
<b>意見イ 三戸高校と名久井農業高校を統合して新設校を配置する場合</b>
<p>○ 新設校に教員が多く配置されることで専門的な学習が可能になり、生徒数が増加することで学校行事などの諸活動や部活動等が活発になる。また、生徒の多様な進路志望にもある程度対応できる。</p> <p>□ 2校を統合し既存校舎を活用して新設校を設置する場合、いずれの校舎を使用としても県立高校の空白地が更に大きくなり、地元の高校への通学よりも距離や時間が長くなる。</p>
<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様々な取組や他校との連携により役割を果たし、成果を上げていることから、重点校、拠点校ともに継続して良い。</li><li>・ 三戸高校について、小中高連携した12年間の教育活動により成果を上げていること、国において普通科再編を検討していること、三戸郡内はもとより八戸市や岩手県北からも入学実績があり広域的な普通科の受け皿となっていることを踏まえ地域校として配置すべき。</li><li>・ 小規模校と大規模校では教育効果が大きく異なる。地域の事情等を考えながら、3学級以下や地域校も含めて学校配置を考える必要がある。</li><li>・ 子どもたちの多様な教育を受ける機会を設けるため、八戸水産高校、八戸商業高校、名久井農業高校は学校規模の標準を満たしていないが存続させてほしい。</li></ul>

## 【参考】第1期実施計画における2学級規模の地域校について

- 第1期実施計画においては、学校規模の標準（1学年当たり4学級以上）を満たさない高校のうち、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる高校を地域校として配置したところである。
- ただし、2学級規模の地域校については、以下のとおり、基本方針に基づき対応することとしている。

### 【基本方針（改定前）の記載】

入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とする。

- 2学級規模の地域校である六ヶ所高校及び大間高校の入学状況は以下のとおりであり、六ヶ所高校については1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続したことから、令和4年度に1学級規模とする予定である。

学校名	入学状況			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
六ヶ所高校	66人	48人	<b>40人</b>	<b>38人</b>
大間高校	48人	41人	<b>37人</b>	41人



# 参 考 資 料

第 8 6 9 回定例会（令和 3 年 6 月）

●議案第 3 号

青森県立図書館協議会委員の人事について

P 1 ~ P 3

●その他

青森県立高等学校教育改革推進計画第 2 期実施計画の方向性（各地区の学校規模・配置等）について

別冊

## 青森県立図書館協議会委員候補者名簿

区 分	現 委 員 (R2.5.13～R4.5.12)							新 委 員 候 補 者 (R3.6.2～R4.5.12)						
	推薦団体等	所 属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	推薦団体等	所 属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域
学校教育関係者 (2名)	教育事務所 (中南)	藤崎町立 常盤小学校	校 長	大 里 公 子	女	新	中南							
	高教研図書館部 会	県立五所川原高 等学校	教 諭	竹 浪 廣 美	女	新	西北							
社会教育関係者 (4名)	青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市 読書団体連合会	理 事	松 井 京 子	女	新	三八							
	青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館	次 長	須 藤 紀 子	女	再	西北							
	公募委員 (むつ市在住)	日本原子力研究開発機 構 廃炉環境国際研究 センター	緊急推進 室長代理	江 尻 伸太郎	男	新	下北	公募委員 (むつ市在住)	(無職)		平井 美史	男	新	下北
	公募委員 (青森市在住)	公益財団法人青森 県学校給食会	理 事 長	佐 藤 幸	男	新	東青							
家庭教育の向上に資 する活動を行う者(1名)	青森県子ども家 庭支援センター	おいらせ町家庭教育 支援チーム・しるく はあと	代 表	玉 川 玲 子	女	再	上北							
学 識 経 験 者 (3名)	(報道)	(株)東奥日報社	(株)東奥日報社 編集局生活文化部	部 長	相 木 麻 季	女	新	東青						
	(教育)	教育事務所 (三八)	田子町 教育委員会	教 育 長	宇 藤 裕 夫	男	新	三八						
	(大学)	弘前学院大学	帝京大学教育学 部	准 教 授	生 島 美 和	女	再	中南						

参  
考  
資  
料  
第  
3  
号  
関  
係

## 図 書 館 法 ( 抜 粋 )

( 図 書 館 協 議 会 )

第 1 4 条 公 立 図 書 館 に 図 書 館 協 議 会 を 置 く こ と が で き る。

2 図 書 館 協 議 会 は、図 書 館 の 運 営 に 関 し 館 長 の 諮 問 に 応 ず る と と も に、図 書 館 の 行 う 図 書 館 奉 仕 に つ き、館 長 に 対 し て 意 見 を 述 べ る 機 関 と す る。

第 1 5 条 図 書 館 協 議 会 の 委 員 は、当 該 図 書 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 教 育 委 員 会 ( 特 定 図 書 館 に 置 く 図 書 館 協 議 会 の 委 員 に あ つ て は、当 該 地 方 公 共 団 体 の 長 ) が 任 命 す る。

第 1 6 条 図 書 館 協 議 会 の 設 置、そ の 委 員 の 任 命 の 基 準、定 数 及 び 任 期 そ の 他 図 書 館 協 議 会 に 関 し 必 要 な 事 項 に つ い て は、当 該 図 書 館 を 設 置 す る 地 方 公 共 団 体 の 条 例 で 定 め な け れ ば な ら ない。こ の 場 合 に お い て、委 員 の 任 命 の 基 準 に つ い て は、文 部 科 学 省 令 で 定 め る 基 準 を 参 酌 す る も の と す る。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日  
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。